

茨木市告示 第 345 号

公 示 送 達

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、茨木市総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月24日

茨 木 市 長 福 岡 洋



記

1. 送達する書類名 令和4年度市府民税随期督促状

2. 送達を受けるべき者 高橋 嶺